

# 社会福祉法人邦友会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人邦友会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の理事及び監事、評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤の理事とは、理事のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費、日当等を含む。以下同じ。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等に対する職務執行の対価としての報酬等は、次のとおりとする。

- (1) 常勤の理事の報酬等は、別表1に定める基準額に従い、理事会の決議を経て決定する。なお、法人の職員を兼ねる常勤の理事には、職員に対して適用される給与規程を優先して適用し、当該給与規程により支給される給与（通勤手当は除く。）が別表1における支給基準額に満たない場合には、その差額を役員報酬として支給することができる。
- (2) 評議員の報酬等は、別表2によるものとする。
- (3) 監事に対しては、監事としての職務執行を行う場合に、別表3に定める額の報酬等を支給する。

## (費用弁償)

第4条 役員等が職務の遂行に当たって旅費等を要する場合の費用弁償は、社会福祉法人邦友会役員等旅費規程による。

## (報酬等の支給方法)

- 第5条 役員等に対する報酬等及び費用の支給の時期は、原則として毎月の職員給与支給日とする。なお、業務にあたった都度支給することを妨げない。
- 2 報酬及び費用の支給は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
  - 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

## (公 表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の

支給の基準として公表する。

**(改 廃)**

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

**(補 則)**

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

**附 則**

- 1 この規程は平成30年6月12日から施行する。
- 2 次に掲げる規程は、廃止する。
  - (1) 社会福祉法人邦友会 役員報酬規程（平成14年5月1日施行）
  - (2) 社会福祉法人邦友会 監事報酬規程（平成14年3月5日施行）
  - (3) 社会福祉法人邦友会 役員等の理事会・評議員会出席にかかる日当及び旅費規程（平成16年5月22日施行）

**附 則**

この規程は令和4（2022）年6月28日から施行する。

別表1 理事の報酬等（第3条第1号関係）

区分	支給基準額
理事長	(月額) 1,400,000円以下
業務執行理事	(月額) 1,200,000円以下
常勤理事	(月額) 800,000円以下
非常勤理事	(月額) 500,000円以下

別表2 評議員の報酬等（第3条第2号関係）

区分	報酬の額
評議員	(日額) 50,000円以下

別表3 監事の報酬等（第3条第3号関係）

区分	報酬の額
監事監査・外部監査等への立会い	
居住地からの移動時間を含め拘束3時間以内	(日額) 30,000円
居住地からの移動時間を含め拘束3時間超	(日額) 50,000円